

平成27年6月12日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	辻登代子	議員	12番	工藤吉雄	議員
13番	柏倉信一	議員	14番	木村寿太郎	議員
15番	内藤明	議員	16番	杉沼孝司	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
草苺和男	教育長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	菅野英行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策企画課長	伊藤耕平	さがえ未来創 成課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長
秋場礼子	商工振興課長	松田仁	さくらんぼ 観光課長
阿部藤彦	健康福祉課長	佐藤浩之	高齢者支援課長
竹田浩	子育て推進課長	小畑広明	会計管理者 （兼）会計課長
軽部賢悦	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	安孫子和広	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	局長補佐	渡邊拓也	総務係長

議事日程第 5 号 第 2 回定例会
平成 27 年 6 月 12 日 (金) 予算特別委員会終了後開議

再 開

日程第 1 寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

(予算特別委員会付託関係)

日程第 2 議第 4 2 号 平成 27 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 号)
〃 3 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 4 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

日程第 5 議第 4 5 号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
〃 6 議第 4 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
〃 7 議第 4 7 号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について
〃 8 請願第 2 号 TPP (環太平洋経済連携協定) 交渉における国会決議の厳守を求める請願
〃 9 請願第 3 号 TPP 交渉に関する請願
〃 10 請願第 4 号 TPP 交渉に関する国会決議の実現に関する請願
〃 11 請願第 5 号 雇用の安定を求める請願
〃 12 請願第 8 号 「戦争法」に反対する請願
〃 13 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 14 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第 15 議第 4 3 号 平成 27 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
〃 16 議第 4 4 号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
〃 17 議第 4 8 号 平成 26 年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定について
〃 18 請願第 6 号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願
〃 19 請願第 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2016 年度政府予算に係る請願
〃 20 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 21 質疑・討論・採決

日程第 22 議会案第 3 号 TPP 交渉に関する意見書の提出について

〃 23 議会案第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提

出について

日程第24 議案説明

〃 25 質疑・討論・採決

〃 26 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午後1時55分

○**國井輝明議長** ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長報告を求めます。工藤議会運営委員長。

〔工藤吉雄議会運営委員長 登壇〕

○**工藤吉雄議会運営委員長** 本日の会議運営については、去る6月11日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議会案第3号TPP交渉に関する意見書の提出について、議会案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての4案件であります。

追加案件の取り扱いについては、初めに日程第1で寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行うこととしました。さらに、日程第22、議会案第3号及び日程第23、議会案第4号を一括上程した後、日程第24で議案説明、日程第25で質疑・討論・採決を行い、日程第26で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることとしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告いたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

**寒河江市選挙管理委員会委員
及び補充員の選挙について**

○**國井輝明議長** 日程第1、寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

初めに、選挙の方法についてお諮りいたします。

寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員の指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

最初に、寒河江市選挙管理委員会委員を指名いたします。

寒河江市選挙管理委員会委員には、児玉憲司氏、昭和21年12月20日生まれ、寒河江市西根2丁目4番5号、尾形賢美氏、昭和23年7月12日生まれ、寒河江市大字日田523番地、秋場元氏、昭和25年1月28日生まれ、寒河江市仲谷地1丁目4番地の4、伊藤志保子氏、昭和26年12月26日生まれ、寒河江市小沼町126番地、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を寒河江市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました児玉憲司氏、尾形賢美氏、秋場元氏、伊藤志保子氏が

寒河江市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、寒河江市選挙管理委員会補充員を指名いたします。

寒河江市選挙管理委員会補充員には、荒木隆一氏、昭和22年8月10日生まれ、寒河江市大字柴橋979番地の7、軽部秀子氏、昭和22年10月1日生まれ、寒河江市大字白岩261番地、大泉啓子氏、昭和25年3月8日生まれ、寒河江市高田3丁目188番地、奥山健一氏、昭和29年8月25日生まれ、寒河江市大字白岩2458番地の2、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を寒河江市選挙管理委員会補充員の当選人と定め、補充の順位についてはただいま指名した順とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました荒木隆一氏、軽部秀子氏、大泉啓子氏、奥山健一氏、以上の方が寒河江市選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、その順位は指名を読み上げた順によることに決しました。

ただいま寒河江市選挙管理委員会委員及び補充員に当選された方に対し、会議規則第32条第2項の規定により告知することにいたします。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第2、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第3、予算特別委員会の審

査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。石山予算特別委員長。

〔石山 忠予算特別委員長 登壇〕

○石山 忠予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第42号平成27年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。

6月5日、委員15名中14名出席のもと委員会を開会し、議第42号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。議第42号を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○国井輝明議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第42号平成27年度寒河江市一般会

計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○国井輝明議長 次に、日程第5、議第45号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてから日程第12、請願第8号「戦争法」に反対する請願までの8案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○国井輝明議長 日程第13、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。太田総務産業常任委員長。

〔太田芳彦総務産業常任委員長 登壇〕

○太田芳彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月5日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第45号、議第46号及び議第47号、並びに請願第2号から請願第5号まで及び請願8号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第45号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「汚泥棟を工事するに当たり、その期間中は汚泥処理がとまるということなのか。そのまま稼働しながら工事できるということなのか」との問いがあり、当局より「現在2台ある汚泥脱水機の1台を交換するというので考えておりますので、汚泥処理の運転はとめずに工事を進めていくこととなります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号T P P（環太平洋経済連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める請願、請願第3号T P P交渉に関する請願、及び請願第4号T P P交渉に関する国会決議の実現に関する請願については、同様の趣旨の請願であるため、一括議題とすることをお諮りし、異議なく了承されたため、請願第2号、請願第3号及び請願第4号を一括議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「3つの請願があるわけですが、それぞれの団体から強い危機感を持って最終局面に向けてはしっかり国会決議を守って農業を守ってくるという趣旨だと思いますので、賛成をさせていただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、請願第2号、請願第3号及び請願第4号を一括して採決することをお諮りし、

異議なく了承されたため、一括採決とし、採決の結果、請願第2号、請願第3号及び請願第4号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号、請願第3号及び請願第4号が採択すべきものと決しましたので、請願第2号、請願第3号及び請願第4号に係る意見書について、請願第2号、請願第3号及び請願第4号の請願が同様の趣旨であることから、一つにまとめて提出することをお諮りし、異議なく了承されたため、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、採決の結果、全会一致をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

次に、請願第5号雇用の安定を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「残業代がゼロになって、結婚もできない、あるいは家庭をもつっていけないということがあれば、人口増にはつながらないと思います。また、事業主が金銭さえ出せば解雇できるという厳しい制度が国会の中で議論されていますが、地域雇用を促進する立場からも反対であり、この請願については賛成すべきだと思います」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第8号「戦争法」に反対する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市のすくすくさがえっこ宣言など、子供たちを生き生きと生み育て、社会に出すということに日夜奮闘している中で、そうした子供たちを戦場に追いやるようなこと、

また自衛隊がさらに危険な場所で防衛するための必要最小限の範囲を超えて戦争に加担するようなことに結果的になってしまつては大変なことになりますので、この請願には賛成すべきと思います」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

確認いたします。遠藤議員、何号について。(「請願第8号への賛成討論です」の声あり)

渡邊議員は何号について。(「請願第5号と請願第8号のそれぞれ賛成討論です」の声あり)

伊藤議員。(「請願第8号への反対討論です」の声あり)

阿部議員。(「請願第5号への反対討論です」の声あり)

それでは、討論に入ります。

初めに、請願第5号雇用の安定を求める請願について、渡邊議員の発言を許します。

[渡邊賢一議員 登壇]

○**渡邊賢一議員** まず、この労働法制改悪に向けて反対の請願が出されているわけですが、私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、人口減にストップをかけ、若者の定住促進、雇用創出や、ひと・まち・しごとの地方創生へのかけ声とは裏腹に、今政府は成

長戦略の名のもとに働く者の雇用を脅かすような労働者保護ルール改悪、解雇ルールや労働時間ルールなどの緩和でありますけれども、これを行おうとしているわけでありす。

職業を持つ9割が雇用労働者である雇用社会日本において、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことなど、決して許されるものではないと思ひています。労働者保護を後退させ、格差社会をさらに拡大させるという、こうした動きについては断固反対すべきであり、その趣旨がこの請願に含まれているというふうに思ひています。

次に、市民の方々、特に私と同じくらの親御さんや、あるいは民間の会社で臨時社員で働いていて、就活している若者から御意見をいただきました。

まず1つは、正社員である程度の賃金が保障されないと将来の生活設計は立てられない、結婚や子供を産み育てるためにはきちんとした正社員、正職員が前提であつて、幾ら婚活イベントに來い來いと言われても、それは絶対無理というふうな声であります。

2つ目は、市の直営から指定管理者や独立行政法人、そうした民営化が進めば、残念ながら賃金が下がり、休みもなくなる、同じ職種で首都圏から地元に戻つてきたいんだけど、そうした条件では無理だというふうな声がありました。

3つ目、民間企業にはもっと公共事業をふやすべきだ、専門職の公務職場をもっとふやしてほしい、市役所の職員をたくさん募集してほしい、そうした声も出されているわけでありす。

1番から3番まで、これは全て雇用及び賃金、労働条件の確保が絶対条件ということでありす。

さて、6月2日の一般質問で、市長よりこれらに関連してバイオマス発電など持続可能な自然エネルギーの活用による企業誘致、育成、農

業分野への活用や雇用確保、市の職員の心身の健康を守るための労働安全衛生活動の充実や適正な人員配置と年次有給休暇など計画的な取得促進について前向きな御答弁がありました。これらの法案はこれに逆行するものだというふうに思います。

さて、それぞれの各論に入るわけですが、1つ目、いわゆる残業代ゼロで働かせ放題のホワイトカラー・エグゼンプションの法案です。現在、労働時間に関しては1日8時間以内、1週間40時間以内、それ以上働かせたら残業代を払うという基本的なルールがございます。しかし、今政府は多様で柔軟な働き方の名のもとに、一定年収以上の労働者をその労働時間ルールの対象外にする制度を導入しようとしているわけであり。このホワイトカラー・エグゼンプションと呼ばれる制度が仮に導入されるとなれば、対象となる労働者は労働時間に関する基本的かつ最低限のルールの保護さえ受けられなくなってしまいます。結果として、ただでさえ問題となっている長時間労働に拍車がかかる、また過重労働による精神疾患や過労自殺、過労死などがふえて、健康、安全を害する事態を招くことも火を見るより明らかであります。ホワイトカラー・エグゼンプションのような制度は絶対導入すべきではないというふうに思いますし、日本では毎年100名を超える方が過労死で亡くなっている、こうした現実を直視すれば、残業代ゼロ制度をつくり出すことなく、逆に長時間労働を抑制し、過労死ゼロを実現するための実効ある仕組みこそが必要だというふうに考えています。

また、昨年の通常国会において過労死防止に関する国の責務などを定めた過労死等防止対策推進法が成立しているわけでありまして、こうした立法府である国会の意思を政府は重く受けとめ、過労死防止に向けた長時間労働抑制策こそ実現すべきだというふうに思っています。

2つ目の解雇の金銭解決制度についてであります。

政府は、不当に首にされた労働者が裁判所に訴えて、解雇は無効だというふうな判決を勝ち取っても、その後会社がお金さえ払えば結局この労働者を首にできるという制度を導入しようとしているわけであり。こうした解雇の金銭解決制度が仮に導入されるとすれば、違法な解雇であっても労働者は職場に戻れないということになりますし、会社にとってはお金さえ払えば労働者をいつでも解雇できるというふうな制度になってしまう、会社は裁判で負けるリスクなどお構いなしに解雇を行うようになってしまふと、こうしたことがまかり通るような気がしてならないわけであり。

そのほか、関連してではありますけれども、限定正社員の問題であります。請願にはないわけですが、同様な限定正社員という制度において勤務場所や仕事の内容を限定して限定正社員になった場合、正社員なのにとても簡単に解雇できるような仕組みも出されておりますし、きょうのニュースにもありましたとおり労働者派遣法の改正法案の中でも派遣期間の制限を撤廃して、労働者の正社員採用の道がだんだん狭まるような、そうした労働者にとってはますます働きにくくなる、一方で事業主が使い捨て同様なことも可能になっていく法案が議論されているわけです。こうしたことも含めて、私は反対すべきだと思います。

結びとなりますけれども、雇用の確保と働きやすい職場の拡大こそが若者の定住化や地域活性化につながって、ひいては「夢集い 人・緑輝くさくらんぼの都市」をつくることにつながっていくというふうに思います。残念ながら労働法制改悪によって働きにくくなる、働く権利が阻害されていくことになって、私たちが目指していくこの施政方針に合致していないということは明らかであります。改悪することに断固

反対するとともに、請願の趣旨に賛成をするものでございます。

以上、請願賛成の討論を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○**国井輝明議長** 次に、反対討論について阿部議員の発言を許します。

〔阿部 清議員 登壇〕

○**阿部 清議員** 私は、このたび議案として提出されている雇用の安定を求める請願第5号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

請願内に「労働法制を改悪し、雇用に不安定化させようとしている」とありますが、変革を求める多様な働き方を望む若者が多い現代社会の中でも、労働者派遣法の改正により派遣会社、派遣先の雇用責任が果たされていないために、雇用期間が30日以内のいわゆる日雇い派遣の原則禁止や、派遣会社のマージン率などの派遣料金が明示され、関係者への情報提供が義務化されました。また、労働者派遣契約の解除の際は、新たな就職先の確保や休業手当等の支払いに要する費用負担措置の義務化などを明記し、さらに法律の名称に派遣労働者の保護、雇用の安定を目的規定に明記しております。

一定の有期雇用の派遣労働者については、本人の希望により無期雇用への転換推進措置として無期雇用労働者として雇用する機会の提供、転換を推進するための教育訓練の実施などの措置をとることが含まれております。また、派遣労働者の賃金決定には派遣先労働者との均衡待遇の確保が派遣会社において義務化されました。

また、雇用対策にしましても、地域雇用対策については、地域仕事創造プランの推進として実践型地域雇用創造事業の拡充により、人口減少等に伴う雇用課題に対応するため、地域資源を活用した雇用の機会の創出と必要な人材の育成・確保を図る取り組み、それから若年者雇用対策については、正社員実現加速プロジェクト

の推進として総合的かつ体系的な若者雇用対策の充実に向けた法的整備や、非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善に取り組む事業者への支援等の拡充もなされております。

また、政府が月内に策定する新たな成長戦略の中には、所得や生産性向上のため、非正規労働者の正社員化による女性の活躍にもバックアップをしていることなどを含め、派遣労働者の保護と雇用の安定を図るための法改正でありますので、本請願の採択に反対であります。

以上です。

○**国井輝明議長** ここでもう一度確認させていただきます。

遠藤議員、請願8号については反対、賛成。（「賛成です」の声あり）わかりました。

それでは、請願第8号について、初めに賛成討論について遠藤議員の発言を許します。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○**遠藤智与子議員** 私は、請願第8号「戦争法」に反対する請願について賛成の立場で討論いたします。

2015年5月20日の国会党首討論を見て、私は耳を疑いました。日本共産党志位委員長の「ポツダム宣言に明記されている過去の日本の戦争は間違った戦争だったという認識はありますか」という質問に対して、安倍首相は「私はまだその部分をつまびらかに読んでいないので承知しておりません。論評は差し控えたい」と述べたのです。議場が波のようにざわつきました。「戦後レジームからの脱却」を唱える首相が、戦後世界の出発点となった宣言すら読んでいないと公言したことに、衝撃が広がった瞬間です。

今進めようとする集团的自衛権の行使とは、日本への武力攻撃がなくても米国が世界のどこであれ戦争に乗り出した際に、その戦争に自衛隊を参戦させるものです。「日本の戦争の善悪の判断もできない総理に、米国の戦争の善悪の判断ができるはずがない。戦争法案を出す資格

はありません」とさらに迫った志位委員長の言葉に、「そのとおり」と共感の声を発したのは私だけではなく、全国での反響はインターネット上でも話題の記事、その1位になったほどです。

戦争法案は新しく制定を目指す一法案、国際平和支援法案と、現行10法の一括改定案で構成されています。この法案には3つの大きな問題があります。1つは後方支援です。これは国際的には兵たんと呼ばれ、1999年の国会質問で政府は戦時国際法上軍事攻撃の目標になることを認めています。米国がアフガニスタン戦争やイラク戦争のような戦争に乗り出した際、自衛隊がこれまで戦闘地域とされた場所まで行って米軍などに弾薬補給などの軍事支援、つまり後方支援をするということは、非戦闘地域に限るというこれまでの歯どめを取り払って、世界のどこでも自衛隊を派兵できる仕組みにすることです。こうなると、自衛隊が相手側から現実には攻撃され、応戦し、殺し殺される危険が決定的に高まることは明らかです。

2つは、PKO国連平和維持活動法改定案の問題です。同案は形式上停戦合意があっても実際には戦乱が続いている地域で自衛隊による治安維持活動を可能にしていることです。2001年から14年の間、アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊ISAFは、米軍など各国軍で構成し、治安維持が主任務でしたが、実際には米軍主導の対テロ掃討作戦と混然一体となり、約3,500人が戦死いたしました。こんな活動まで参加すれば、ここでも自衛隊が殺し殺される戦闘に加わることになりかねません。

そして3つには、武力攻撃事態法などを改定し、日本がどこからも攻撃されていないのに集団的自衛権を発動して米国の戦争に参戦させようとしていることです。「国連に加盟してから今日まで、日本政府が米国の武力行使に国際法上違法な武力行使として反対したことが一度で

もあるか」との志位委員長の質問に、安倍首相は「反対したことはない」と答弁しています。こんな政府では、米国が無法な戦争に乗り出しても、言われるままに集団的自衛権を発動しかねません。

小説「小さいうち」で直木賞を受賞した作家の中島京子さんは、「今、「平和」や「安全」ほどひどい扱いを受けている言葉はありません。戦争をする口実に「積極的平和主義」とか「平和安全法制」とか、ジョージ・オーウェルの小説「1984年」の独対体制「ビッグ・ブラザー」の有名な標語「戦争は平和なり」そっくりです」と語っています。今国会に提出された国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2法案は、まさしく「平和は戦争なり」と言うべき、私たち国民の命をないがしろにする憲法違反そのものであり、制定を断念すべきと考えます。

どうか皆さん、いつの時代でも戦争は起きるものだど手をこまねていることは、私たち議員の力をみずから否定しているに等しい行為だと言わざるを得ません。この請願第8号にこぞって賛成していただき、地方から「戦争反対。若者を戦場に送るな」の声を御一緒に発信していこうではありませんか。このことを心から呼びかけまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○**国井輝明議長** 次に、反対討論について伊藤議員の発言を許します。

〔伊藤正彦議員 登壇〕

○**伊藤正彦議員** 私は、今回の請願第8号「戦争法」に反対する請願への反対討論をさせていただきます。

今回提出されております法案につきましては、自衛のための措置を無制限に認めているというのではなく、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない

措置として初めて容認されるものというふうに言っており、そのことは当然でありまして、他国に与えられた武力攻撃を阻止することで、その内容とするいわゆる集団的自衛権の行使というものは憲法上許されないというのは当然だというふうに説明をしております。

昨今の国際情勢を見ても、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威により、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けております。これらの状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては我が国の存立を脅かすことも現実的に起こり得る世の中になっていることも事実です。諸外国の核開発あるいはミサイル開発を考えてみてもそうです。そういった基本的考えのもとに、今回の法案を政府は提出しているわけです。

今回の請願の内容を見ても、まず1つはこれまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を米軍等の求めに応じて自由に行使できるようにするものというふうにありますけれども、今述べました基本的考え方からもわかるとおり、自国防衛の目的というものを逸脱するものではありません。他国を防衛するための武力行使、それ自体を認めるものではなく、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどめるものというものです。したがって、他国を防衛するための武力行使ではなく、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限の自衛の措置にとどまるものであるとしているわけです。また、自衛権行使の新3要件というものを明確に示して、しっかりと縛りをかけているわけで、自由に行使できるようにする内容の

ものではなく、戦争を準備するための戦争法案には当たらないと考えます。

2つ目に、「政府は長年にわたって憲法9条下において許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきとして、集団的自衛権の行使や他国軍の武力使用との一体化を憲法違反としてきました」というふうに請願書にありますけれども、自衛権の行使として我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどめるために新3要件というものを定めて、しっかりと縛りをかけているわけです。

さきに述べましたように、他国を防衛するための武力行使ではなく、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置であり、国際法上集団的自衛権の行使として認められる他国に対する武力攻撃の排除、それ自体を目的とするものではなく、政府も憲法との論理的整合性、法的安定性は保たれている、違憲とは考えていないというように説明しております。

以上の理由から、私は今回の「戦争法」に反対する請願への反対討論といたします。

○**國井輝明議長** 次に、賛成討論について渡邊議員の発言を許します。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 社会民主党市民連合を代表し、「戦争法」に反対する請願の賛成討論を行ってまいります。

まず御報告ですが、けさ朝一番に市の議会事務局のほうに市の遺族会の会長さんが来られて、きょうの議会に向けての激励と、平和について訴えがございましたので、詳細はまた後日御報告いたしますけれども、御報告をさせていただきたいと思います。

まず初めに、政府は今国会に国際平和支援法案と平和安全法制整備法案の2法案、今まさに国会で議論されているわけですがけれども、平和

と安全というのは全くの名ばかりで、今回の自衛隊法改正などを含めて10法案を一括したような議案も含めて出されているという、これはまさに憲法改悪に向けた暴走と言わざるを得ないというふうに思っています。

さて、去る6月5日は旧暦の端午の節句でありまして、市役所前には柴橋の渋谷さんの手染めのこいのぼりが悠々と青空を泳いでおりました。この日、総務産業常任委員会でこの戦争法に反対する請願を多数決の結果不採択というふうになってしまったと。私はこの日、戦争法案2法案については明確に反対すべきであるという立場ですが、残念ながら戦争法に賛成の方が多数を占めたということ、しかも常任委員会では賛成の意見の理由もなく、聞くこともなく多数決が行われたということは、非常に憤りを禁じ得ませんでした。この日の夜は怒りとショックで眠れませんでした。

この法案が成立することになれば、日本は戦後70年間平和憲法のもと自衛隊の隊員一人の戦争犠牲者も出してこなかった歴史にピリオドを打つとともに、憲法9条の精神を根本からねじ曲げ、戦争のできる国へと大転換することになります。具体的には、市民の平和な暮らしを脅かし、戦争への道を突き進む、すくすく育った寒河江っ子たちを近い将来戦場に送るということになるからであります。

その理由をさらに述べたいと思います。

本市の歴史とこれまでの歩みということであれば、本市は戦後40年の節目を前に平和都市宣言を制定し、1984年当時からの30年間、さまざまな形で平和行政を推進してこられました。武田市長時代のこの年以降に植樹した桜の丘の桜もその記念樹的な財産でありまして、平和な地域社会の象徴、いわばシンボルツリーとして市民に愛されてきました。昨年、市制60周年のツツジの記念植樹も相通ずるものがあると思いますけれども、また毎年大みそかに打ち上げら

れる慈恩寺の花火も、全世界の恒久平和の願いを込めたものであり、平和を愛する市民の心に響いているわけであります。

また、最近では民間の調査機関である地域生活ガイド．comという会社で調査したところ、本市は住みたいまちランキング、東北では第3位、全国でも89位という上位にランクされているくらい注目されているわけであります。こうした努力を無にすることになるからであります。

また、昨年の6月議会で遠藤議員の質問に対し、佐藤市長が御答弁されておりました。その中で御紹介していただきましたけれども、私の地元で、かつ母校でもある西根小学校と県立寒河江高等学校のこれまでの実績でございます。まず12年前、西根小学校創立100周年のときは、息子のPTA学年委員長でもありまして、地域の方々と貴重な昔話をお話しされ、これを拝聴し、戦前戦後の動きも編さん、記録する形で、多くの方々の御協力によって100周年の記念誌を発刊することができたというふうに思っています。

また、9年前、県立寒河江高等学校の修学旅行の訪問地の選択で、研修先が原爆投下の爆心地広島に決定するときも、ちょうど娘のPTAの学年委員長でありましたので、保護者の御意見をまとめさせていただきました。

そうした学校や地域におけるさまざまな取り組みの積み上げによって、子供たちへ生きた平和教育が行われてきたと確信しているわけであります。

この間、学習指導要綱の道徳教育における愛国心のみならず、敗戦後に多くの先人たちの犠牲や血のにじむ苦勞により奇跡的に経済発展を遂げてきたことや、世界の国々と仲よくして、本市ではさくらんぼを通じてトルコのギレスン市初め、隣国韓国の安東市など姉妹都市の盟約締結など、平和友好のきずなが育まれてきたのだと実感しているわけであります。

戦後70年の節目に戦争法に賛成することは、私は子や孫に取り返しのつかないことをする大罪であると思います。むしろ戦争の過ちや悲劇を二度と繰り返さないため、戦争体験者から史実をお聞きしながら、小学生や中学生、そしてこれから18歳で参政権を得ることになる高校生向けに丁寧に語り継ぐことがますます重要になってきていると思うのであります。

これは90歳を超える大先輩から拝聴したことです。突然の空襲により逃げ場を失ったり、近くの山に防空壕を掘って、命からがら逃げたことや、長岡山が食料確保のために大根畑になったことや、アカマツの松やにをゼロ戦の燃料にしたことなど、後世に語り継ぐことが戦争で命を落とされた先人への供養でもあるというふうに思います。さきの大戦の惨禍におけるとうとい犠牲の上に、日本国民は憲法前文で政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意すると宣言しています。そして、憲法第9条で政府に戦争を起こすことを禁止し、戦場において誰も死なず、誰も殺さない70年の歴史をこれまで歩んできたわけであります。今この憲法の平和主義の原則を変える必要は何もないというふうに思っております。

また、6月4日の衆議院憲法審査会におきまして、3人の与野党選出の参考人、憲法学者から全て今回の集団的自衛権の行使容認、武力で他国を守るというような行為は違憲だと断じたことで、まさにこの法案の根幹が揺らいでいることは明らかであります。憲法学者、6月3日の集会で声明を発表しているわけですが、170人を超える多くの学者、最近では200名を超えと言われておりますけれども、こうした皆さんが憲法上多くの問題点をはらむ安保関連法案を国会は速やかに廃案にするということを求めているわけであります。

さて、先ほど伊藤議員の反対討論の中で、個別的自衛権と集団的自衛権を曖昧にし、また集

团的自衛権を矮小化して発言されたことについては、私は違うというふうに思っています。さらに、自衛隊員がこれまでPKO活動など海外派遣されて、5年間で毎年11名、5年間で54名の自殺者が出ていることもニュースで報道されておりまして、そうした面からも本当に生きて帰ってきてもメンタル面でそうした状況になっているという、そういう厳しいことを私は訴えたいというふうに思います。

議員の皆さん、改めてこの戦争法案の廃案、そして昨年7月1日の閣議決定及び新日米ガイドラインの撤回こそが寒河江市民の声であります。戦争体験者の叫びでもあります。このことを強く訴えさせていただきたいと思っております。「夢集い 人・緑輝くさくらんぼの都市」に全然そぐわないこの戦争法については廃案にするこの請願に賛成を訴えて、以上で終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第45号、請願第5号及び請願第8号を除く議第46号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、議第47号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について、請願第2号TPP（環太平洋経済連携協定）交渉における国会決議の厳守を求める請願、請願第3号TPP交渉に関する請願、請願第4号TPP交渉に関する国会決議の実現に関する請願の5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告は、いずれも可決及び採択であります。

5案件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第46号、議第47号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号の5案件は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、議第45号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第5号雇用の安定を求める請願について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は、原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすることに決しました。

次に、請願第8号「戦争法」に反対する請願について起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は、原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第8号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 次に、日程第15、議第43号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)から日程第19、請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る請願までの5案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の審査 の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第20、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。遠藤厚生文教常任委員長。

〔遠藤智与子厚生文教常任委員長 登壇〕

○**遠藤智与子厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月5日、委員7名出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第43号、議第44号、議第48号、請願第6号及び請願第7号の5案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上初めに議第48号の審査を行い、その後に議第43号、議第44号、請願第6号、請願第7号の順に審査を行うこととお諮りし、異議なく了承されました。

順を追って、審査の内容を申しあげます。

初めに、議第48号平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「西村山地区視聴覚教育協議会はどのような理由で廃止されたのか」との問いがあり、当局より「視聴覚関係の機材等の価格が低廉化し、比較的安価に手に入るということで、高価な機材等の共同購入、共同利用という協議会設立時の役割が終了したものと判断し、廃止となったものです」との答弁がありました。

委員より「現在、教材は視聴覚教育のためにそれぞれの学校や地域で使われているのか」との問いがあり、当局より「今年度から寒河江市に移管していただいた機材等については従来どおり西村山管内の団体にお貸ししています」との答弁がありました。

委員より「その機材を借りるときの費用はかかるのか」との問いがあり、当局より「貸し出しについては無料です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第43号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「国保会計に1,000万円入ると給付基金の積立金は幾らになるか」との問いがあり、当局より「27年度末の給付基金残高は1,209万8,000円となる見込みです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「GPIFに対しての運用、基本ポートフォリオの見直しからすれば、リスク性が高く、今後の年金に責任を持たなくてはならないということからすれば、リスク性を高めることはあってはならず、願意妥当であり、採択すべき」との意見がありました。

委員より「安全性は必要だが、資産をふやせ

るときにふやさないと後で年金の支給が困難になる。リスクはとりながらも効率的な運用をすべきであって、願意は妥当ではない」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「教育は国の責任に基づいて行われるべきだという考え方からすれば、国庫負担をふやすのは当然であり、採択すべき」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第7号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、質疑に入りましたが、御報告する質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第6号を除く議第43号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第44号寒河江市国民健康保険条例の一部改正について、議第48号平成26年度西村山地区視聴覚教育協議会会計歳入歳出決算の認定について及び請願第7号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2016年度政府予算に係る請願の4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告は、いずれも可決、認定及び採択であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号、議第44号、議第48号及び請願第7号の4案件は原案のとおり可決、認定及び採択されました。

次に、請願第6号年金積立金の安全かつ確実な運用に関する請願について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は、原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決しました。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第22、議会案第3号TPP交渉に関する意見書の提出について、及び日程第23、議会案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを一括議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第24、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第3号及び議会案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

まず、議会案第3号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第4号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより、議会案第3号TPP交渉に関する意見書の提出について、及び議会案第4号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号及び議会案第4号は原

案のとおり可決されました。

**常任委員会及び議会運営
委員会の閉会中における
委員会調査申出並びに委
員派遣承認要求について**

○**國井輝明議長** 次に、日程第26、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午後3時11分

○**國井輝明議長** これにて平成27年第2回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。